



令和3年3月
鳥取県農林水産部森林・林業振興局

目 次

第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 ビジョンの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・ 2

第2章 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

- 1 持続可能な開発目標（SDGs）・地球温暖化対策への貢献・・・・・・・・・・ 3
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 森林経営管理制度の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 皆伐再生林の着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 スマート林業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 担い手の育成・確保に係る新たな動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 木材利用の新たな動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 鳥取県が目指す森林・林業振興に向けた施策の方向性

- 1 未来につなぐ森林の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 施策体系と目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

I 森林を育て未来につなぐ

- 1 森林の有する多様な機能の発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 間伐や皆伐再生林等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 森林の若返りの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) 社会全体で支える森林づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 持続可能な森林経営の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 森林経営の集積・集約化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) スマート林業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (3) 低コスト林業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 森林の適切な保全・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 災害等に強い森林づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

II	森林を舞台に人を育てる	
1	担い手の育成・確保	29
	(1) 林業従事者の育成・確保	30
	(2) 林業経営体の育成強化	30
2	働き方改革の推進	31
	(1) 林業従事者の安全向上	32
	(2) 林業経営者の意識改革	32
3	森や木に親しむ機会の創出	33
	(1) 森林環境教育・木育の推進	34

III	森林の恵みを地域に活かす	
1	県産材の利用促進	35
	(1) 県産材の需要拡大	36
	(2) 県産製材品の競争力強化	38
	(3) 県産材の安定供給の推進	39
	(4) 県産材の魅力発信	40
2	森林資源を活かした地域振興	41
	(1) 特用林産物の生産振興	42
	(2) 森林空間の総合的利用	43

参考資料

1	施策目標の一覧	45
2	主な林業関連データ	46

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

森林は、県土を守り、豊かな水や美しい景観を提供するとともに、木材をはじめとする林産物を供給するなど、私達の生活に欠かすことのできない県民共有の財産です。

近年、度重なる豪雨や大型台風の発生など甚大な自然災害が発生していますが、この背景には地球温暖化対策が待ったなしという事実が浮かび上がり、二酸化炭素を吸収し地球環境を守るため、森林を再生させることが急務となっています。また、中山間地域をもう一度元気にするためにも、若者の働く安心で活力ある林業振興を進めていかなければなりません。

こうした観点から、本県では、豊富な森林資源を活用して森林・林業の成長産業化を進め、ここ10年の間に林業従事者数は増加に転じ若返りも進み、令和元年（2019年）度の素材生産量は約31万m³まで拡大してきました。

そして現在、森林・林業を取り巻く情勢はかつてないほど大きく変化しつつあります。国は、人工林が利用期を迎えた事などを背景に、間伐等の保育から森林資源の循環利用への転換を基本的な方針に掲げるとともに、未来投資戦略2018において、AI（人工知能）やロボット、ドローン等を活用した農林水産業のスマート化の推進を打ち出しました。

また、平成31（2019）年4月には、市町村が仲介役となり施業の意欲が低下している森林所有者から意欲と能力のある林業経営体へ森林の経営をつなぐ「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートし、その財源となる森林環境譲与税が導入されました。

さらには、平成27（2015）年の国連サミットにおいて国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の達成や温室効果ガス排出削減の国際的枠組みである「パリ協定」の達成に向け、森林分野の貢献が求められています。とりわけ、温室効果ガス排出削減については、政府がグリーン社会の実現に向けて令和32（2050）年に実質ゼロとする方針を打ち出したことから、二酸化炭素の吸収源となる森林の若返りの重要性が一層高まっています。

また、令和2（2020）年始めから全世界に拡大した「新型コロナウイルス感染症」の影響で、全世界の社会・経済活動をはじめ人々の価値観や思考が大きく変容しており、コロナ禍を契機とした新たな課題とニーズに対する戦略的な取り組みが必要となっています。

こうした状況を踏まえて、木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれた多様で健全な森林づくりを実現するため、新たなビジョンを作成しました。

今後は、このビジョンを基本に、森林・林業・木材産業関係者、市町村等の行政機関、そして県民の皆様と認識や思いを共有しながら、県民のかけがえのない財産である森林を未来に繋いでいくため、森林・林業の更なる活性化を図ってまいります。

2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本県の森林・林業の目指すべき姿と目標を明確にし、その目標を達成するために必要な施策の方向性を示すものです。

3 計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで

なお、森林・林業を巡る情勢の変化等に柔軟かつ弾力的に対応するため、施策の追加等、適宜ビジョンの見直しを行います。

【本県が策定したこれまでの林業ビジョン】

○平成22（2010）年11月策定 「鳥取県 森林・林業・木材産業再生プラン」

・計画期間：平成22（2010）年度から平成26（2014）年度まで

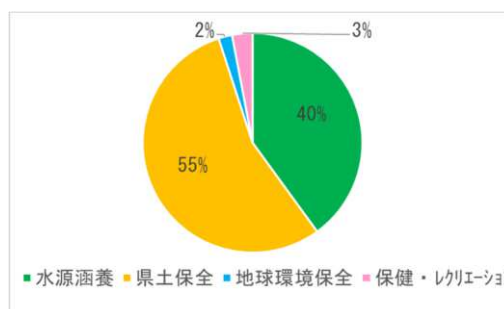
○平成26（2014）年5月策定 「とっとり森と緑の産業ビジョン」

・計画期間：平成26（2014）年度から令和2年（2020）年度まで

【参考】鳥取県の森林の評価額

- ・森林は、木材等の生産を始め、県土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等、多面的機能を有し、私達の生活に重要な役割を果たしています。
- ・これら森林の持つ多面的機能の価値は、貨幣評価可能なものだけでも8,227億円と評価されています。

機能の種類		評価額
水源涵養	降水の貯留	1,137億円
	水質の浄化	1,485億円
	洪水の防止	686億円
県土保全	表面浸食防止	3,689億円
	表面崩壊防止	866億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	127億円
	化石燃料代替	11億円
保健・レクリエーション		226億円
合 計		8,227億円



※日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）を参考として鳥取県分を試算したものです。

第2章 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

1 持続可能な開発目標（SDGs）・地球温暖化対策への貢献

- 平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、平成 28（2016）年以降 15 年間の国際社会の 17 の共通目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国は、平成 28（2016）年 12 月に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、「SDGs アクションプラン」の中で具体的な取組を打ち出しました。
- 森林・林業は、SDGs の目標として掲げられる「15 陸の豊かさを守ろう」を始め多くの目標に関連しており、持続可能な地域社会づくりに向けて大きな役割を担っています。
- これまで本県では、森林環境保全税の活用などによって、森林が有する水源かん養機能、国土保全機能や地球温暖化防止機能の向上に向けた独自の施策を展開してきましたが、今後は、SDGs の理念も念頭において、持続可能な地域社会実現へ貢献していく必要があります。

とっとりSDGs宣言

○本県では、令和2年4月に「鳥取県SDGs推進本部」を立ち上げ、オール鳥取県で持続可能な地域社会の実現に向けて取り組むことを宣言しました。

とっとりSDGs宣言

- ◇持続可能な地域社会づくりのためにSDGsの普及啓発を図り、本県ならではのパートナーシップを活かしたSDGs推進に取り組めます。
- ◇県の各種計画へSDGsの視点を反映するとともに、経済・社会・環境の三側面を統合した取組を推進します。
- ◇SDGs推進のための具体的な目標及びローカル指標を設定するとともに、県民と共有し、毎年、取組の効果検証を行います。



- また、平成 27（2015）年 12 月にフランスのパリで開催された C O P 2 1 において、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が採択され、気候変動対策の重要性が益々高まるとともに SDGs の実施が大幅に強化されることになりました。
- 国は、パリ協定等に基づき、平成 28（2016）年 5 月に地球温暖化対策計画を作成し、令和 12（2030）年度の温室効果ガス総排出量を平成 25（2013）年度比 26%減とすることを目標に掲げており、令和 2（2020）年 10 月には、菅義偉内閣総理大臣が所信表明において、令和 32（2050）年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。
- 本県では、令和 32（2050）年温室効果ガス総排出量ゼロを目指して、令和 12（2030）年度温室効果ガス総排出量 40%減の目標を掲げており、この目標を実現するため、二酸化炭素の吸収源となる森林整備について、従来の間伐に加えて皆伐再生林にも取り組み森林の若返りを推進することとしています。

SDGsの推進

- SDGsは、17の目標、169のターゲットを規定し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して総合的に取り組むこととされています。
- 本ビジョンにおいても、基本的な視点として新たにSDGsの理念を盛り込み、「持続可能な森林経営」や「多様で健全な森林づくりによる環境保全」の達成など、森林・林業の振興を通じてSDGsの推進に貢献していきます。

【森林・林業と関連性の高いSDGsの目標】

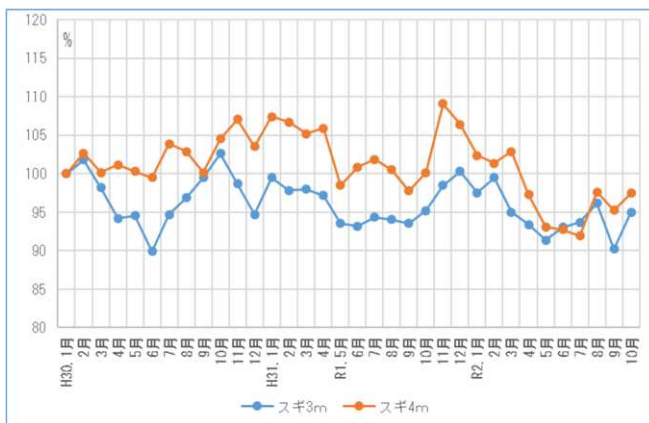
SDGsの目標	貢献していく内容	特に関連の深い取組
2 飢餓をゼロに 	椎茸などのキノコをはじめ、タケノコや山菜など特用林産物の生産を通じて、健康な食生活に寄与する食料供給機能の向上を図ります。	・原木シイタケや新たなキノコの生産振興 ・タケノコなど竹林資源の活用 など
3 すべての人に健康と福祉を 	人々に安らぎや癒しの効果を与える森林浴等の取組を推進するとともに、山登りやキャンプなど様々な余暇・娯楽の場として森林を利用する取組を推進します。	・森林セラピーなど新たな森林空間の利用 など
4 質の高い教育をみんなに 	里山や山林を野外活動等を通じた子ども達への教育のためのフィールドや林業振興に向けた技術的スキルの向上を図るフィールドとして利用する取組を推進します。	・森のようちえん、森林環境教育の推進 ・林業従事者の育成、確保等 など
6 安全な水とトイレを世界中に 	森林の適切な整備を通じて、雨水を土壌中に蓄え洪水や濁水を緩和する機能や水質を浄化する機能を高めます。	・皆伐再造林や間伐等の推進 など
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	森林から発生する林地残材や低質材を再生可能なエネルギー資源として利用する取組を推進します。	・木質バイオマスの利用推進 など
8 働きがいも経済成長も 	林業・木材産業の活性化支援により雇用機会を創出し、働き方改革や労働環境の改善を通じた働きがいのある職場環境づくりを推進します。	・林業の成長産業化の推進と林業従事者の育成確保 ・林業現場等の働き方改革の推進 など
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	AIやICT、ドローン等の先端技術を取り入れたスマート林業や森林空間の新たな活用等を通じて林業イノベーションを推進します。	・林業の低コスト化に向けたスマート林業の推進 ・新たな薬用キノコ等の開発 ・森林空間の新たな利用 など
11 住み続けられるまちづくりを 	林業・木材産業の活性化を通じて、山村地域の振興を図ります。また、森林の適切な整備を通じて土砂災害等のリスクを低減させ県土の保全を図ります。	・林業の成長産業化の推進 ・皆伐再造林や間伐等の推進 など
12 つくる責任 つかう責任 	森林資源の循環利用（伐って、使って、植える）と需要拡大（使う）を図り、持続可能な林業・木材産業を推進します。	・皆伐再造林や間伐の推進 ・県産材の利用拡大 ・森林環境教育・木育の推進
13 気候変動に具体的な対策を 	地球温暖化の防止を図るため、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を促進し、併せて若返りを進めます。	・皆伐再造林や間伐の推進 ・森林J-クレジットの推進 など
15 陸の豊かさも守ろう 	持続可能な林業・木材産業の活性化を通じて、木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれた多様で健全な森林づくりを推進します。	・林業の成長産業化の推進 ・皆伐再造林や間伐等の推進 など
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	県独自の森林環境保全税等を活用し、県民・企業・NPO等の森林づくり活動を支援するなど、県民参加の森林づくりを推進します。	・社会全体で支える森林づくり など

2 新型コロナウイルス感染症の拡大

- 新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）末に中国河北省の武漢で発生が報告され、その後全世界の国と地域に拡大し、令和2（2020）年1月31日には、世界保健機構（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言されました。
- 同年4月7日には、日本国内においても史上初めての「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛の要請、飲食店等への休業要請や学校・大学の一斉休校などの対応が取られました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な影響は大きく、令和2（2020）年8月に国が発表した2020年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は△27.8%となり、平成20（2008）年のリーマンショックを超える落ち込みとなりました。
- 本県の森林・林業分野においても、原木価格の下落や住宅着工数の減少等に伴う大型製材加工所の減産等により、森林施業の停滞やストックヤードに原木が滞留するなど先行き不透明な状況が生じました。
- このため、一時保管場所の確保、原木のバイオマス原料への転換や木材搬出を伴わない保育間伐の実施によって、生産力や雇用の維持を図る対策を講じるとともに、非住宅建築物での木材利用により県産材の消費を喚起する対策を緊急に実施しました。
- 今後は、新型コロナウイルス感染拡大の収束を見据えながら、コロナ禍を契機として生まれる新たな日常や加速する社会変化に対応した取組が必要となります。

【本県の森林・林業分野への影響（R2年度現在）】

区分	主な内容
素材生産	大型製材加工工場の受入制限に伴って、一部の経営体で生産調整
木材市場	素材生産業者の生産調整の影響で取扱量が減少
製材加工	受注減少に伴ってストックヤードが飽和、一部の大型製材加工工場で生産調整
プレカット・建材販売	新規受注の減少



スギ原木価格の変動



ストックヤードに滞留した原木

※平成30年1月の県内市場の原木価格の平均値を100%とし、令和2年10月までの変動割合の推移を示した。

【新型コロナウイルス感染症拡大に対する主な事業（R2年度現在）】

分類	事業	内容
生産維持	経営継続補助金 (国庫)	従業員20人以下の林業経営体が行う、事業の継続のため接触機会を減らす等生産・販売方針の転換等の取組を支援（上限150万円）
	輸出原木保管等緊急支援事業 (国庫)	森林組合等が原木の滞留に対応するため行う、原木の一時保管や長期保管に必要な防腐処理等の取組を支援
	原木安定供給等緊急対策事業 (単県)	森林組合等が原木の滞留に対応するため行う、原木をバイオマス原料に転換するなど地域の実情に応じた取組を支援（1,000円/m ³ ）
雇用維持	保育間伐等雇用支援事業 (国庫)	林業経営体が雇用維持を図るため行う、原木生産を伴わない森林施業（植林、除伐、保育間伐）等に対して支援
	造林事業 (国庫)	造林事業の保育間伐の対象年齢の上限を7歳級から12歳級に引き上げて支援
消費喚起	農林水産物消費回復・拡大緊急プロジェクト支援事業(国庫)	県産材を使用した非住宅の新築や増改築の取組を支援（補助率2/3、上限500万円）
	過剰木材在庫利用緊急対策事業 (国庫)	工務店等の施工者が、公共施設等において木材を活用する際の材料費、工事費等を支援
経営安定	農林漁業セーフティネット資金	(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ（600万円→1,200万円）、10年間の実質無利子化、無担保等での融資の実施


【コロナ禍を契機とした新たな視点での取組】

区分	関連の深い施策	想定される取組
田園回帰の流れに乗った林業従事者の確保	林業従事者の育成・確保	・デジタル面会等を活用した「開放的な環境で働く林業」の積極的なPR など
林業のデジタルシフト	スマート林業の推進	・AI、ICTの導入による生産性や安全性の向上 など
新たな生活様式に対応した県産材の消費喚起	県産材の需要拡大	・サテライトオフィス等での新たな木材需要の開拓 ・健康志向の高まりに対応した木造住宅等の提案 など
サプライチェーンリスクマネジメントの進展	県産材の安定供給の推進	・サプライチェーンの多元化や短縮化 など
三密回避や健康志向にマッチした森林の利用	森林空間の総合的な利用	・企業のメンタルヘルス対策としての森林利用 ・健康的で開放的な特性を活かした森林利用 など

事例紹介 智頭町森林セラピー®の無料提供

●智頭町森林セラピー推進協議会では、新型コロナウイルス感染症克服のため、最前線で働く医療・介護従事者、教育関係者等の心理回復の機会提供の場として、「森林セラピー®」と「ストレスチェック」、「セラピー弁当」を無料で提供しています。

●また、コロナ禍の外出自粛中でも自宅にいながら森林セラピーを疑似体験できる取組として、VR体験動画の配信を行っています。



※イメージ写真

事例紹介 県産スギの間仕切り板

●新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、鳥取県林業試験場で県産スギ材を使った間仕切りを試作し、県内企業で商品化されました。

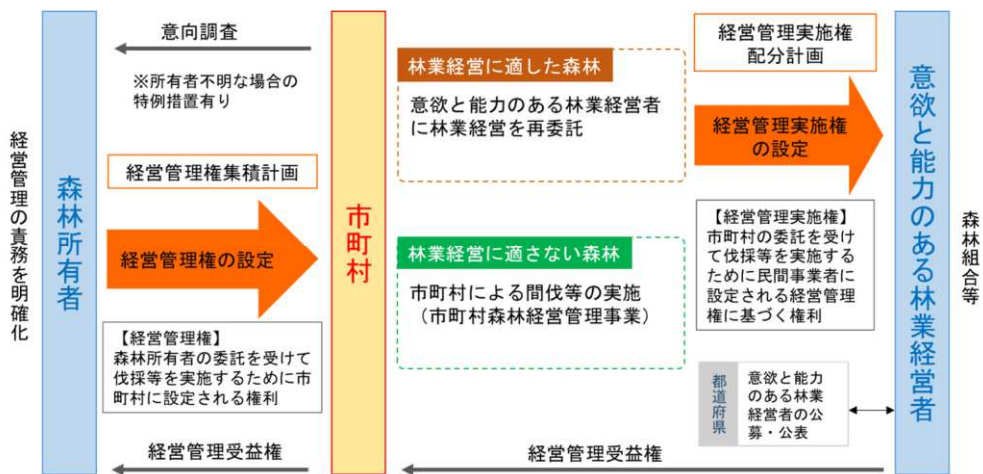
●また、林業試験場と県産材・林産振興課は、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店を対象に、間仕切り板の県内モニターを募集するなど、「とっどりの木製品」のPRに取り組んでいます。



3 森林経営管理制度の開始

- 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えていますが、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化に伴って森林所有者の施業意欲が低下しており、森林の手入れや木材生産が必ずしも十分に行われていない現状にあります。
- このような状況に鑑み、国は、平成30(2018)年5月に「森林経営管理法」を制定し、平成31(2019)年4月から施行しました。
- この法律により、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が仲介役となり森林所有者と森林組合等の林業経営者をつなぐ、「森林経営管理制度(新たな森林管理システム)」が開始されました。
- この制度では、市町村が主体となって適切な経営管理を行うといった、従来とは大きく異なるスキームとなっており、県内市町村によっては、森林組合等の関係機関と協議会組織を設立し、円滑な制度運用に向けた取組が開始されつつあります。
- また、平成31年度税制改正において、国税として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林所有者からの委託を受け、市町村が自ら経営管理を行う場合は、森林環境譲与税を財源として森林整備が実施できる制度が開始されました。

【森林経営管理制度の概要図】



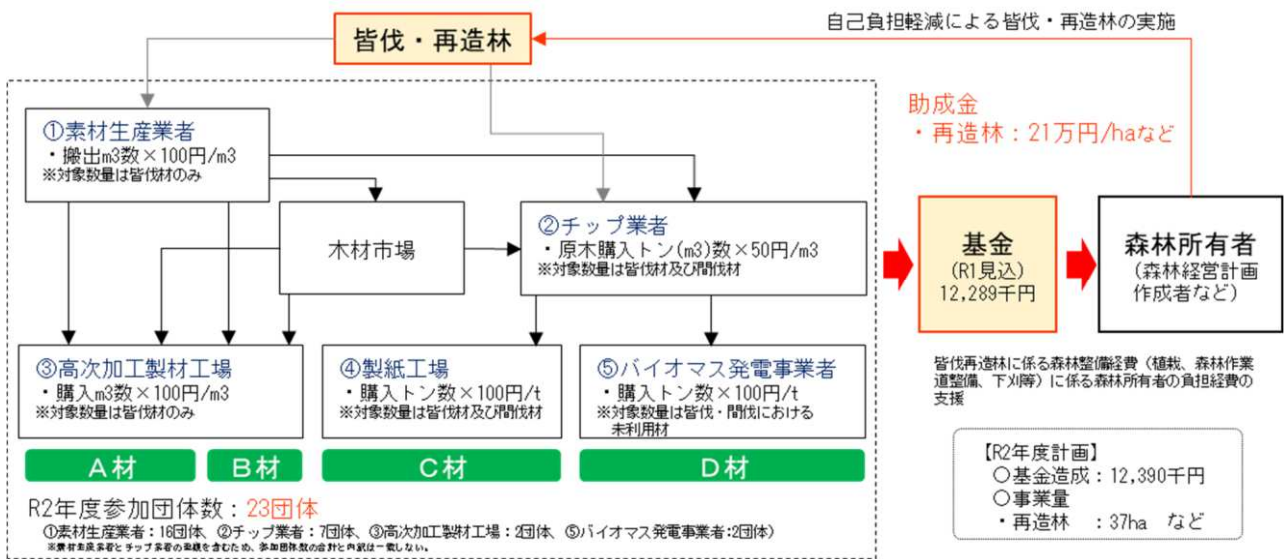
【森林経営管理制度の運用に向けた市町村の主な取組 (R2年度現在)】

市町村	概要
鳥取市・八頭町・若桜町	・森林組合が事務局となり、市町、森林組合、林業関係者、森林所有者代表、県で構成される「森林づくり協議会」が設立され、森林施策が総合的に検討されています。
若桜町	・町、林業関係者、森林所有者及び町民一人一人がそれぞれの責務、役割により森林づくりに主体的に参画し、連携を深めていくため「若桜町森林づくり条例」が制定されました。
県中部	・市町や森林組合、森林所有者、県を構成員とする「中部地域森林づくり推進本部」が設立されました。
日野町	・森林組合が事務局となり、町、森林組合、県で構成される「日野町未来の森林づくり協議会」が設立されました。

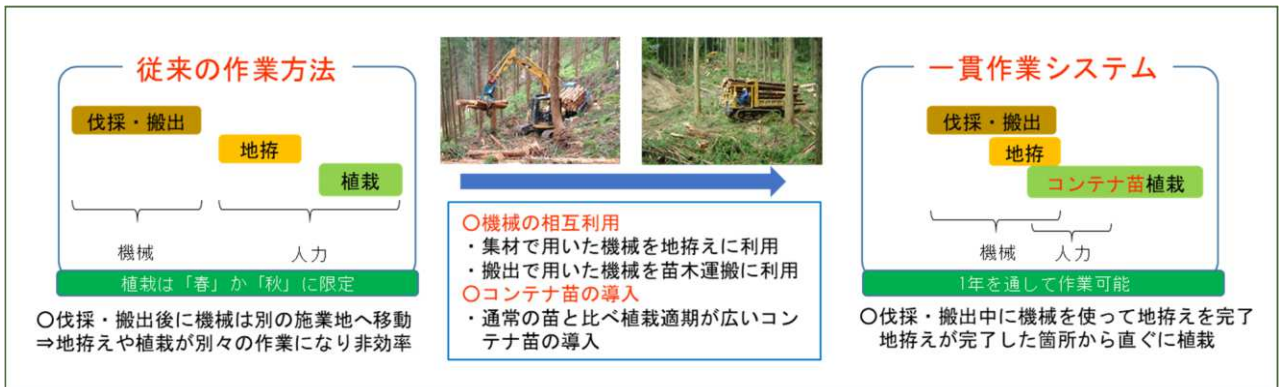
4 皆伐再造林の着手

- 森林資源の循環利用による持続可能な森林経営を実現するためには、間伐等の森林整備と併せて皆伐再造林を推進していくことが必要です。
- しかし、林業の採算性が低く、再造林経費の負担等から皆伐が進まない現状にあり、生産・育林経費のコスト低減を図るなど、再造林を円滑に進めていくための条件整備が課題となっています。
- このため、平成31(2019)年3月に県内の林業・木材産業やバイオマス発電等、主伐に関わる事業者が負担金を出し合い「鳥取県森林づくり基金」を創設し、これを財源として、植栽経費など皆伐再造林に必要な経費を助成する取組が開始されました。
- また、日南町や千代川流域の各市町では、国の林業成長産業化地域創出モデル事業を活用して、本県の実情に応じた皆伐再造林の低コスト化、苗木の安定供給等により皆伐再造林を推進するためのモデル的な取組も芽生えつつあります。

【鳥取県森林づくり基金事業の概要 (R2年度現在)】

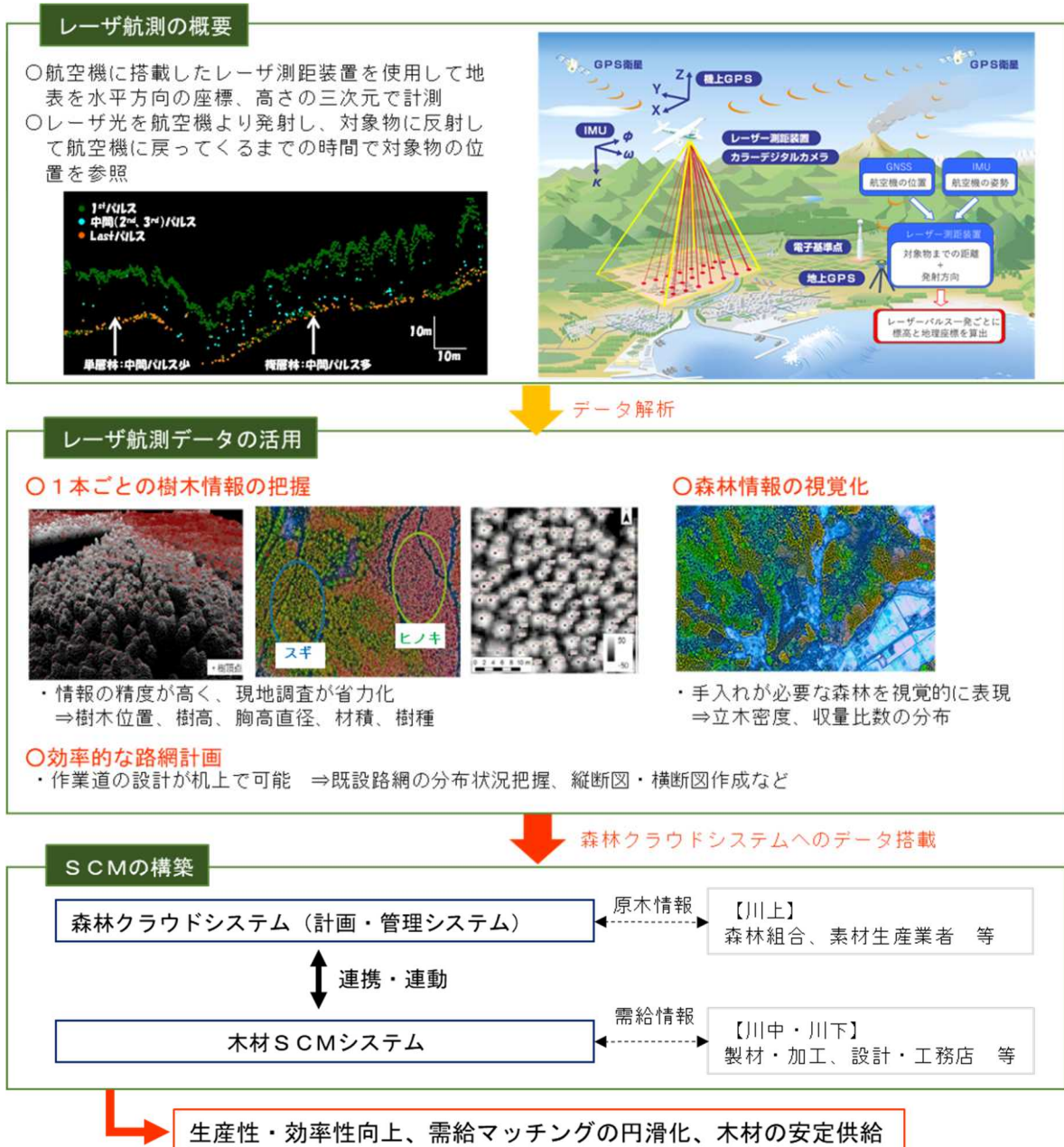


【皆伐再造林の低コスト化に繋がる一貫作業システム】



5 スマート林業の展開

- 平成30（2018）年6月に未来投資戦略2018が閣議決定され、AIやロボット、ドローン等を活用して農林水産業のスマート化を推進していく方針が示されました。
- 林業分野では、レーザ航測による高精度の森林資源情報の整備・解析、ドローンによる生育状況の把握、AIやICTを活用した機械導入等による施業の効率化、川上から川下までの民間事業者間でICTを活用して需給等のデータを共有する取組を推進することとされています。
- 本県においても、レーザ航測や地上レーザ、ドローン等を活用した取組が普及しつつあり、精度の高い森林資源量の把握による立木評価をはじめ、既設路網、危険区域を踏まえた林道等の線形決定や地籍調査等森林境界の確認、更には、林業関係団体等による原木情報の共有化などへの活用が進みつつあります。



6 担い手の育成・確保に係る新たな動き

＜日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取の開催＞

- 令和元年（2019年）11月に伐木・造材技術を世界基準で競う全国大会「日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取」が西日本で初めて鳥取市で開催されました。
- 当日は、目標を上回る1,500人の来場者が見守る中で、全国から参加した精鋭58名が熱闘を繰り広げ、大会は成功の内に終了しました。
- 今後、当大会の開催・定着を通じて多くの方々に森林・林業に興味や関心を持っていただけるよう、林業の新たな動きとして県内外にPRしていきます。



集合写真

競技概要	
<p>伐倒競技 《競技最高点：660点》 標柱にできるだけ接近して倒せるよう、3分以内に木を伐倒する競技</p> 	<p>丸太合わせ輪切り競技 《競技最高点：200点》 地面から7°に傾いた2本の丸太を垂直に上下から切り出し30～80mmの厚さに輪切りする競技</p> 
<p>ソーチェン着脱競技 《競技最高点：約120点》 チェーンソーから刃を外し、ガイドバーの上下を入れ替えて素早く装着する競技</p> 	<p>設置丸太輪切り競技 《競技最高点：約250点》 地面に設置している丸太を上から垂直に30～80mmの厚さに切り出す競技</p> 
<p>枝払い競技 《競技最高点：450～460点》 6mの丸太にまっすぐ差し込まれた30本の枝を素早く切り落とししていく競技</p> 	

＜スーパー農林水産業士制度の創設＞

- 平成29（2017）年度から、鳥取県の農林水産業を支える人材を育成するため、農林水産業を学ぶ高校生を対象に「スーパー農林水産業士」制度を実施しています。
- 本制度は、本県の実情に応じた職業教育カリキュラムを設定し、長期インターンシップによる実践的な研修を行い、農林水産高校や大学、地域の企業と連携して県内就業に繋げる全国初の県独自の取組で、関係機関から高い評価を得ている制度です。
- 林業分野では、スーパー農林水産業士を4名認定（令和2（2020）年10月末現在）しており、うち2名が県内に就業し、将来の本県林業を担う人材として、林業現場で活躍しています。



令和元年度認定証授与式



研修の様子

<にちなん中国山地林業アカデミーの開校>

- 平成 31（2019）年 4 月に日南町で「にちなん中国山地林業アカデミー」が開校されました。
- このアカデミーは、実践的な林業現場での研修や専門家による先進的な講義等により、即戦力となる林業技術者の養成を目的として設置されたもので、町営では全国初となる林業大学校です。
- 令和 2（2020）年 3 月に卒業した第 1 期生 7 名のうち、5 名が町内に就業するなど、初年度は上々の滑り出しとなっています。



令和元年度入学式



研修の様子

<とっとり林業技術訓練センターの開設>

- 平成 29（2017）年 3 月に県林業試験場の敷地内に「とっとり林業技術訓練センター（愛称：G u t H o l z（ゲートホルツ）」を開設しました。
- この施設は、オーストリアの森林研究所をモデルとし、安全に特化した林業研修体制の構築を目指した全国初の訓練施設になります。
- 現在、「日本一安全な林業」を目指して、関係団体と連携しながら、伐倒反復や枝払い訓練など各種訓練に取り組んでいます。



開所式（H29.3月28日）

訓練施設の概要	
<p>伐倒反復訓練装置</p> <p>ジャッキで丸太を固定し、正しい「受け口」や「追い口」の伐り方など、正確な伐倒を反復訓練するための装置</p>	
<p>風倒木伐採訓練装置</p> <p>テンションがかかり、裂けて跳ねやすい木を安全に伐るための手順を訓練する装置</p>	
<p>枝払い訓練装置</p> <p>取り付けた疑似枝により伐倒木の枝払いや足の運び等を反復訓練するための装置</p>	
<p>キックバック装置</p> <p>チェーンソー作業時に発生する「キックバック」について、その原因や発生した場合の状況をシミュレーションする装置</p>	

7 木材利用の新たな動き

<木質バイオマス発電施設の稼働>

- 平成 27 (2015) 年 2 月に日新バイオマス発電株式会社 (境港市)、平成 29 (2017) 年 1 月に三洋製紙株式会社 (鳥取市) の大型木質バイオマス発電施設が稼働し、燃料用木材チップ等の新たな需要が生じています。
- 一方、平成 27 (2015) 年 3 月に山陰丸和林業株式会社八頭事業所 (八頭町) が新たなチップ工場を稼働し、隣接地に八頭中央森林組合と鳥取県東部森林組合が共同で貯木場を整備するなど、木材チップの需要増加に対応する取組が始まっています。

<CLT (直交集成板) の生産>

- 今後の需要増加が見込まれる CLT の生産性向上と商品規格の充実を図るため、株式会社鳥取 CLT (南部町) が操業を開始しました。
- CLT は、現場施工性・汎用性に優れており、これまで木材があまり使われてこなかった中規模建築物等での新たな利用が期待されており、国も平成 29 (2017) 年 2 月に「CLT の普及に向けた新たなロードマップ」を公表し、CLT の普及拡大を推進しています。



CLT (直交集成板) サンプル

<LVL (単板積層材) の生産>

- 平成 31 (2019) 年 3 月に大建工業株式会社 (大阪市)、日南町森林組合 (日南町)、株式会社オロチ (日南町)、越井木材工業株式会社 (大阪市) の共同出資で日南大建株式会社 (日南町) が設立されました。
- 日南大建 (株) は、(株) オロチが製造する LVL の単板に防腐・防蟻処理を手がけ、共同で高付加価値化した LVL を提供する計画を進めています。



LVL (単板積層材) サンプル

<非住宅分野の木材利用の拡大>

- 平成 30 (2018) 年 6 月に建築基準法が一部改正され、耐火構造等としなくてよい木造建築物の規模が、高さ 13m 以下から 16m 以下に見直される等、非住宅建築における木材利用の範囲が広がりました。
- 非住宅建築における木材需要に対応するため、県内の製材所等が新たにグレーディングマシンを導入し、品質や性能が明確で構造計算に効果的な JAS 機械等級区分構造用製材を生産する動きが高まっています。



非住宅建築物 (日南町あさひの郷)